

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び
活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規程による事案の公示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下、「法」という。）第16条第1項の規程による運賃の範囲の指定について、下記のとおり事案の公示を行う。

令和3年10月1日

九州運輸局長 河原畑 徹

記

1. タクシーに係る公定幅運賃

事案番号	事案概要	適用する営業区域
1	「一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について（平成19年4月6日付け九運公第4号）」により公示した自動認可運賃を右記営業区域について公定幅運賃として指定しようとするもの。	川薩交通圏 鹿屋交通圏

2. 定額運賃に係る公定幅運賃

事案番号	事案概要	適用する営業区域
2	「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月18日付け九運公福第50号）」1.（5）イの定額運賃（⑦を除く）の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものを右記営業区域について公定幅運賃として指定しようとするもの。	川薩交通圏 鹿屋交通圏

3. 意見聴取の申請について

上記事案に関して、法第18条の3第2項の規程により意見聴取の申請をしようとする利害関係人は、令和3年10月11日までに事案に関する土地を管轄する運輸支局長を経由して当局まで、次に掲げる事項を記載した意見の聴取申請書を提出されたい。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項